

MISAKI Newsletter Vol.29



弁護士法人
美咲総合法律税務事務所

あけましておめでとうございます。旧年中は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年もなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、輝かしき新春を迎え、皆様の御多幸をお祈り申し上げます。

このたび、「ニュースレターVol.29（2021年1月号）」を発行いたしました。

29回目の今回は「ウィズコロナ時代の労務管理のポイント」についての解説と、各弁護士の新年のご挨拶などをご紹介します。



ウィズコロナ時代の労務管理のポイント

2020年は新型コロナウイルス感染拡大をうけ、多くの事業者がこれまでにない対応を迫られました。

特に、労務管理においては注意すべきポイントがたくさんあります。このニュースレターではウィズコロナ時代の労務管理のポイントを改めてお伝えいたします。

Q:従業員が新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合、賃金などはどのように対応すればいいでしょうか。

A:症状の有無及び軽重にかかわらず労務の提供ができません（労働者に帰責事由があると考えます）。そのため、事業者には賃金や休業手当を支払う義務はありません。ただし、テレワーク等の対応が可能な場合は個別に判断する必要があります。

Q:新型コロナウイルスの感染が確認された者と「濃厚接触者」とされた従業員について、どのような対応をしたらいいでしょうか。

A:テレワーク等の在宅勤務が可能かどうかにより判断が異なります。テレワーク等自宅での業務が可能な場合で、在宅勤務をさせる場合は通常の賃金の支払いが必要ですが、自宅待機を命ずるときは、使用者側の判断で仕事をさせないことになるため、休業手当の支払いが必要です。他方で、在宅勤務が不可能な業務の場合は、自宅待機を指示せざるを得ず、休業手当の支払いは不要です。



Q:感染の有無は不明だが熱があるため、従業員を自宅待機とさせたい。どのように対応すればよいのか。この場合の賃金や休業手当はどのようにすればいいですか。

A:労務の提供は可能な状態であれば、少なくとも休業手当を支払わなければなりません。従業員が自主的に休んだ場合は欠勤扱いが可能です。ただし、特別休暇の付与や休業手当の支払いが推奨されています。

Q:新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力依頼や要請を受けて営業を自粛して従業員を休業させた場合、休業手当を支払う必要はありますか。

A:かりに、行政側からの依頼や要請を受けて休業したとしても、休業手当を支払わなければならない場合があります。なぜなら、「不可抗力」により従業員に労務提供させなかったといえるためには、①事業の外部からの要因であること、②経営者として最大の注意を尽くしても回避できないこと、といういずれの要件を満たす必要があるところ、他の業務に従事させることができたかどうか等を検討しなければならないためです。

Q:従業員に対してマスクの着用を命令してもよいのでしょうか。

A:可能ですが、当該従業員の体質や病気等でマスクを着用できない場合もありますし、マスクが入手困難である場合には一律に命ずることはできない場合があります。

新年のご挨拶



たくさんの方に支えられ、1981年（昭和56年）の弁護士登録から本年で40年となります。この場を借りて御礼申し上げます。
これからも皆様のお役に立てるように取り組んでいきたいと思ひます。
本年もよろしくお願い申し上げます。

所長 宮本 裕将



明けましておめでとうございます。
ご依頼いただいた依頼者の皆さまによりよいリーガルサービスを提供できるように、本年も精一杯対応させていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

弁護士 江幡 賢



明けましておめでとうございます。
今年も一つ一つの案件に謙虚に誠実に向き合い、皆様のお力になれるようさらに力を尽くしてまいります。

弁護士 江畑 博之

旧年中はたくさんの方に、大変お世話になりました。今年もご相談頂いた方のお役にたてるよう、これまで以上に頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

弁護士 小林 隼



明けましておめでとうございます。
今年も皆様を選んでいただける事務所となれるよう、初心を忘れず、常に努力していきたいと思ひます。本年もよろしくお願いいたします。

弁護士 五十嵐 勇



五十嵐弁護士の近況報告！



年末に、江畑博之の弁護士とノーブルウッドゴルフクラブでラウンドしてきました。幸い、天候にも恵まれ、とても清々しい気持ちでゴルフをすることができました。

2020年はドライバーが全く当たらないという不調からスタートし、一時期はスコアが120オーバーという苦境に陥ってしまいましたが、なんとか脱出することができました。むしろ、不調があったからこそ、グリップの握り方、アドレス、ボールを置く場所という超基本的なところから見直すことができました。しかしながら、パターは相変わらず苦手で、全然うまくなりません（パット数は37～41くらいのときが多いです）。

2021年こそは、「忙しい」を言い訳にせず、ちゃんと練習を継続して、80台を目指したいと思ひます。



弁護士法人
美咲総合法律税務事務所

お問い合わせ TEL：025-288-0170 FAX：025-288-0172

〒950-0954 新潟市中央区美咲町1丁目7番55号

※事務所が移転し令和2年7月より住所が変更になりました

URL：<http://www.miyamoto-lawtax.com/>

営業時間：平日 9:30～18:00 ※土日祝日応相談

